

大川広域行政組合事務局設置条例

〔 昭和49年 6月 5日 〕  
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成15年 2月12日条例第 4号 平成15年 4月 1日条例第 7号  
平成16年 2月26日条例第 1号 平成19年 2月23日条例第 1号  
平成22年 2月25日条例第 2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務等)

第2条 事務局の分掌事務その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月12日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月23日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月25日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。